

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 総 務 課
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

条例（議員発議）

○県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

（議会事務局総務課）

一

条 例

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十一号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例（平成十二年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

2 新条例の規定を適用する場合においては、改正前の県議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。